

~~【項目】~~

Ⅲ－２ 障害児

障害児合同作業チームは、「障害者制度改革の推進のための基本的な方向性について」（平成22年6月29日閣議決定）で示された次の2点について、平成23年以内に結論を得るべく論点を整理するよう、障害児支援合同作業チームが設置されたを行~~った~~。

- ・ 地域の身近なところで提供されるべき障害児やその保護者に対する相談支援と療育等の在り方について
- ・ 障害児への支援が、利用しやすい形で提供されるための具体的方策について

1. 児童福祉法関係

【表題】 権利擁護

【結論】

○ ○障害児を含むすべての子どもの基本的権利を保障する仕組みの創設が望まれることから、児童福祉法でオンブズパーソンを制度化するべきである。~~そのためによ~~う、現行法に基づく権利擁護システムの検証を引き続き進め、社会保障審議会児童部会に検討の場を設け、制度の在り方について検討を進めるべきであること。

【説明】

子どもは、児童福祉法に規定されている理念を踏まえ、ひとしく愛護されなければならないことはもとより、権利の主体とされなければならない。障害の有無や程度にかかわらずすべての子どものための権利擁護の仕組みを市町村に設けるために、オンブズパーソンを、国連の子ども児童の権利に関する委員会の勧告（CRC/C/JPN/CO/3，2010.6.）を踏まえ、児童福祉法での制度化を目指してすべきである検討の場を設けるべきである。特に、障害児は、契約当事者が保護者でありるため、特に、施設への入所については家庭生活を奪われることにもなるため、子どもの視点から最善の利益を保障できる権利擁護の仕組みが必要である。既に自治体で取組まれている先行事例等もあることから、社会保障審議会児童部会で検討を進め、オンブズパーソンの制度化を図るべきである。

【表題】 早期支援

【結論】

- 母子保健法に基づく障害の早期発見を、保健指導や医療の保障にとどまらず、障害児が地域の子どもとしての育ちを保障されるよう、児童福祉法の子育て支援事業と連携し実施するべきであること。
- 健康診査等による要支援児に対しては、家庭への訪問・巡回等、家庭での育児支援や児童一般施策の活用を基本的な在り方とし、児童及び保護者の意思に基づいて、児童発達支援センター、医療機関、及び入所施設等を活用できるよう児童福祉法に定める必要があるにすること。

【説明】

母子保健法は、学校保健安全法、児童福祉法等に基づく事業と協調するよう規定されているが、現状は、障害の発見から療育、~~や~~特別支援教育へと「特別な支援過程」につながるだけのことが多い。障害の発見を地域の子育て支援、さらに地域の学校への就学につなぐことの出来る制度設計が必要である。

【表題】 障害を理由に制限されない一般児童施策の利用が障害を理由に制限されないこと

【結論】

- 児童福祉法の保育所の入所要件には、障害を理由に利用を制限する規定がないことを踏まえ、今後の「総合施設（仮称）」~~（仮称）~~及び「子どもこども園給付（仮称）」~~（仮称）~~の制度化において、障害児の入園が拒否されないように応諾義務を課す必要があること。また、必要な支援を確保されるよう、必要な規定を児童福祉法、「総合施設法（仮称）」~~（仮称）~~もしくは及び「こども園給付（仮称）」給付に係る新法に設ける必要があること。
- 障害児が、児童福祉法の放課後児童クラブへの参加を希望する場合には、障害を理由に拒否されるべきではないこと。また、指導員の加配や医療的ケアを必要とする子どもには看護師のを配置や移動支援する等、必要な支援を講じられるべきであること。

【説明】

児童一般施策と障害児施策の両方があることによって、障害児が児童一般施

策を利用しにくい、あるいは利用できないということがないようにするべきである。

子ども・子育て新システムの「子ども・子育て会議(仮称)」や「新システム事業計画(仮称)(仮称)」「(仮称)」等も、上記の理念の下に検討が進められるよう障害児、家族及び支援者が参画し、障害を理由に利用が拒否されないよう、かつ、必要な支援が確保されるよう児童福祉法、「総合施設法(仮称)」「(仮称)」及び「こども園給付(仮称)」「(仮称)」が制度化されるべきである。放課後児童クラブについても、同様に整備されるべきである。

【表題】療育

【結論】

- 障害者基本法の「可能な限りその身近な場所において療育その他これに関連する支援を受けられるようにするため」の規定を踏まえ、児童福祉法の療育の規定を整理するべきである。
- 地域社会の身近な場所において専門性の高い療育（障害児に対する発達支援、育児支援、相談支援及び医療的支援）を利用できるように、児童福祉法の見直しを行う必要があること。
- 障害者基本法の「可能な限りその身近な場所において療育その他これに関連する支援を受けられるようにするため」の規定を踏まえ、児童福祉法の療育の規定を整理すること。

【説明】

障害児の個々の特性を踏まえた専門性の高い療育を身近な地域で得られるようにすべきである。児童福祉法には「療育の指導等」が規定されているが、規定の仕方が狭いため、地域社会の身近な場所で、思春期までの継続した療育が利用できるように整理すべきである。

【表題】通所による支援

【結論】

- 児童発達支援センターは、地域の障害児を受け入れ、専門的療育を行うのみならず、積極的に地域に出向いて、家庭や児童クラブ等で障害児支援を行うことができるよう児童福祉法の必要な見直しを行うことが必要であること。

と。

○ 地域における障害児支援の機能強化を促進するために、保育所等訪問支援事業や、巡回支援専門員整備事業及び、障害児等療育支援事業の拡充を図るとともに、障害児支援の専門性を相互に提供し合えるようにすべきであること。そのために、保育所等訪問支援事業の対象に児童発達支援事業および同センターも加えることが求められる。児童発達支援センターもその対象に加えること。

○ 児童発達支援センターは、様々なニーズのある障害児に対応できる職員配置基準が必要であるため、保育士及び児童指導員に加え、看護師や療法士等の専門職を適正に配置できるようにすること。

【説明】

障害児が地域の身近な場所で、必要な支援が利用できるようにするためには、児童発達支援センター等の機能強化が必要になってくいる。とりわけ、人口過疎地域においては、深刻な課題である。機能強化のために、児童発達支援センターが地域に出向いて支援を行えるようにすべきである。また、これまで障害児通園施設が障害種別に分かれて培ってきた「専門性」を、他の児童発達支援センターや放課後等デイサービス事業所等に提供して相互のレベルアップを図ることに加え、福祉型センターには看護師や療法士等を、医療型センターには保育士等の必要な職員を確保して発達支援機能を向上させ、~~真の意味の「一元化」を目指すことが必要~~すべきである。

【表題】障害児入所支援施設

【結論】

○ 障害児の自立生活にむけて、「自立支援計画」の策定を障害児入所施設に義務付けること。その根拠規定を児童福祉法、児童福祉施設最低基準に設け、運営ガイドラインを整備するべきであること。

○ 入所決定時、入所後であっても、地域の子どもとして意識されるよう、児童相談所等に加え、市町村がも関与できるようにすべきであるようにすること。

- 入所支援から地域生活への移行にあたっては、在宅生活が可能となるよう地域資源を整備し、家庭に帰れない場合でも、障害児専門の里親制度の拡充や障害児を対象とするファミリーホームなど、できるだけ家庭に近い養育環境を整備すべきであること。また障害児入所施設の小規模化やユニット化を促進するため、加算措置をすることが求められること。
- 新生児集中治療室NICU（NICU新生児集中治療室）から在宅生活への移行するに当たり、障害が発見された直後の親に対するカウンセリングやその移行準備や、障害が発見された直後の親に対するカウンセリング、養育指導等の移行支援を担っているにおいては、医療型障害児入所施設の母子入園での支援が、有効であることから、これを拡充すべきであること。
- 入所施設は、社会資源の一つとして、保育所を含む地域機関や家庭への訪問、巡回型の支援が行えるようにし、すべての障害児入所施設にショートステイ枠を増設すべきであること。

【説明】

児童養護施設等に義務付けられている自立支援計画は、障害児入所施設には義務付けられていない。障害児入所施設に、児童相談所等との協議にもとづき将来の自立生活に向けた「自立支援計画」の策定を義務化するべきである。地域の子どもとして育つことができるよう、市町村がも入所決定等で関与できるようにし、長期休暇等のように自宅で過ごす際に、措置で入所した子どもであっても居宅サービス等、必要なサービスを利用できるようにすべきである。

入所施設は、小規模化し、できるだけ家庭に近い環境で養育できるよう整備すべきである。そのために、地域移行が可能となるようショートステイ枠の創設やファミリーホーム等の環境整備が必要である。

【表題】地域の身近な場所での相談支援体制

【結論】

- 相談支援は、障害が特定されない時期から、身近な地域の通いやすい場で提供されるようにすべきであること。障害児に固有のサービスと児童一般施策との併行利用に当たっては、相談支援事業者でのサービス利用の手続を簡素化し、本人・保護者の同意に基づいて利用する事業福祉サービスの代理申請を可能にすることなど、障害児と家族のための利便のためのワンストップ

化を進めることが求められる。

- 地域子育て支援拠点事業に、専門的な研修を受けた障害児子育ての相談支援員相談対応者を職員として配置し、すること。障害児相談支援事業所と連携を図ることが必要であること。

【説明】

相談支援は、地域の身近な場所においてワンストップ型で提供されなければならない。~~そのために、~~相談支援事業者でのサービス利用の手続の簡素化が必要である。また、障害児の相談に対応できる職員の養成が必要である。

【表題】 ケアマネジメントと「個別支援計画」

【結論】

- 「個別支援計画」は、障害児・家族にとって身近な地域における支援を利用しやすくするため、福祉、教育、医療等の利用するサービスを一つの計画として障害児相談支援事業所が策定すべきであることされること。6カ月程度の適当な期間で見直され、中期・長期的な見通しをもちつつ、支援の調整、改善が図られるようケアマネジメントするされるよう児童福祉法の必要な見直しを行うことが求められること。
- 「個別支援計画は、必要とする支援を受けつつ、障害児が意思（自己）決定したものにに基づき、策定されるべきである。障害児が支援を受けつつ意思を表明し、個別支援その意向に沿った計画を策定できるように、計画に障害児の意見表明の欄を設けること。、被虐待児童の場合を除き、保護者の同意なくしては履行実行できない仕組みの構築が求められるにすること。
- 乳幼児期の「個別支援計画」は、保護者・きょうだいへの支援を含むものとして策定されるべきであること。

【説明】

障害児に対するケアマネジメントは、単にサービス利用計画の策定にとどまらず福祉、教育、医療等の総合的な計画として策定され、必要な期間で見直され、サービス調整を障害児及び保護者の同意のもとに行うべきである。その際、「地域での育ち」を促進しするよう、きょうだい支援を含めたものとする

もに、特に乳幼児期には保護者への「育児支援」を含めるべきである。

【表題】要保護児童対策地域協議会と地域生活自立支援協議会の連携

【結論】

○ ○児童福祉法の要保護児童対策地域協議会と障害者総合福祉法（仮称）の地域自立生活支援協議会（子ども部会）とで検討が重なる子どもについては、保護者の同意の下に合同で協議会を持つことができるようにすべきであるすること。

【説明】

要保護児童対策地域協議会と地域自立生活支援協議会が、それぞれに障害児の検討をするのではなく、一元化すべきである。また、要保護児童対策地域協議会の構成員として、障害児福祉関係者（障害児相談支援事業所や児童発達支援事業所等）が加わり、検討できる体制を整えるべきである。

【表題】家族支援ときょうだい支援

【結論】

○ 障害児が家族の一員として、地域の子どもとして成長できるよう、児童福祉法において育児支援、家族支援を行うことべきである。保育所等訪問支援事業の対象に「家庭」を加える必要があること。

○ きょうだいのグループ活動等を支援し、障害児ときょうだいと一緒に参加できる事業を児童発達支援センター等が実施することができるよう児童福祉法の必要な見直しを行うべきであること。

【説明】

障害児の育児支援、家族支援を家庭でできるように、障害児のいる家庭の孤立化を防ぐために、保育所等訪問支援事業の訪問対象に家庭を加え、保護者への障害理解、育児支援、家族支援等外出できない家族への支援を可能とすべきであるを行うべきである。また、きょうだいへの支援は現在のところ事業化されていないことから、活動支援や一緒に参加できるプログラムを実施できるようにすべきである。

2. 学校教育法関係

【表題】 寄宿舍

【結論】

○ ⊖ 特別支援学校の寄宿舍の本来の目的は通学を保障することであり、自宅のある地域社会から分離されないよう運用されるべきであること。寄宿舍の実態を調査し、地域社会への移行に向けた方策を検討する必要があること。

【説明】

寄宿舍は本来広域学区である特別支援学校への通学保障のために設置されたものであるため、学校が休みになる土・日や長期休暇は家庭に戻るように、運用されるべきである。寄宿舍については、小舎制に再編することや、ファミリーホーム等から通学できるようにすることも含め、今後の在り方を検討すべきである。

手話等の習得には一定の集団形成が必要であるという指摘があることから、寄宿舍の在り方を検討する際にはこの点を考慮する必要がある。